

## 第5次岡山県人権政策推進指針答申案

※ 素案からの変更箇所は、アンダーラインで示す。

令和3年1月13日

岡山県人権政策審議会

# 第5次岡山県人権政策推進指針答申案 目次

<b>第1章</b>	<b>背景</b> .....	<b>P 1</b>
1	指針策定の趣旨	
2	人権をめぐる国内外の取組	
	(1) 国際社会の取組	
	(2) 国の取組	
	(3) 県の取組	
<b>第2章</b>	<b>基本的な考え方</b> .....	<b>P 5</b>
1	基本理念「共生社会おかやま」の実現	
2	指針の性格	
<b>第3章</b>	<b>施策の推進方策</b> .....	<b>P 6</b>
1	人権尊重の視点に立った行政	
2	人権啓発・人権教育	
	(1) 啓発・教育のあり方	
	(2) 様々な場での啓発・教育	
	ア 学校等における教育	
	イ 家庭、地域における啓発・教育	
	ウ 企業等における啓発・教育	
	エ 特定の職業に従事する者への研修等	
3	相談・支援及び救済	
<b>第4章</b>	<b>課題別施策の推進</b> .....	
1	女性 .....	<b>P 11</b>
2	子ども .....	<b>P 14</b>
3	高齢者 .....	<b>P 18</b>
4	障害のある人 .....	<b>P 21</b>
5	同和問題 .....	<b>P 25</b>
6	外国人 .....	<b>P 28</b>
7	ハンセン病問題 .....	<b>P 31</b>
8	患者等 .....	<b>P 33</b>
	・H I V感染・エイズ	
	・その他の疾病等	
9	インターネットによる人権侵害 .....	<b>P 37</b>
10	様々な人権問題 .....	<b>P 40</b>
	・犯罪被害者等	
	・多様な性	
	・ホームレス（路上生活者）	
	・自殺問題	
	・被災者	
	・刑を終えて出所した人	
	・中国残留邦人とその家族、拉致問題等	
<b>第5章</b>	<b>推進体制</b> .....	<b>P 43</b>
1	県における体制	
2	国や市町村等との連携・協力	
3	民間との協働	

## 第1章 背景

### 1 指針策定の趣旨

日本国憲法において、人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」(第11条)と規定され、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(第13条)と法の下での平等及び差別の禁止(第14条)という包括的な規定と、自由権、平等権、社会権などが具体的な保障規定で示されています。

平成14(2002)年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の中では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と規定されています。また、人権尊重の理念は、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきであるとされています。

本県では、「岡山県人権政策推進指針(平成13(2001)年3月)」を策定し、以後5年毎に改訂を行い、平成28(2016)年3月以降は「第4次岡山県人権政策推進指針」(以下「第4次指針」といいます。)に基づき、国、市町村、関係機関等と連携・協力のもとに、人権施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権問題が存在し、複雑・多様化しています。

さらに、スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)(\*1)の普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害やインターネット上のいじめ・誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する偏見・差別、外国人等へのヘイトスピーチ(\*2)、性的マイノリティに対する人権侵害、災害時における被災者の人権に対する配慮の不足といった問題も起きています。

このため、第4次指針策定以降の社会経済情勢等の変化や法律等の制定や改正、新たな問題の発生、「人権問題に関する県民意識調査」(以下「意識調査」といいます。)の結果などを踏まえて、「第5次岡山県人権政策推進指針」(以下「第5次指針」といいます。)を策定し、今後も人権施策を総合的に推進します。

### 2 人権をめぐる国内外の取組

#### (1) 国際社会の取組

二度にわたる世界戦争の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるという国際的な認識に達し、昭和23(1948)年の国連総会で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定めた「世界人権宣言」が採択されました。そして、この宣言を実効あるものにするため、「人種差別撤廃条約(\*3)」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約(\*4)」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約の採択が進み、各種の宣言や国際年の設定などによる取組も行われ、人権の尊重が国際社会の基本的ルールの大きな柱となりました。

しかし、世界各地で紛争や内戦等が絶えず、大規模な自然災害さらには経済格差により、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問

題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。このため、平成6(1994)年の国連総会において、平成7(1995)年から10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的プログラムとして、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権問題への取組が進められました。

さらに、「人権教育のための世界計画」は、第1フェーズ(段階)の平成17(2005)年～平成21(2009)年においては、初等中等教育への人権教育を、第2フェーズの平成22(2010)年～平成26(2014)年においては、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者等への人権研修を、第3フェーズの平成27(2015)年～令和元(2019)年においては、第1、第2フェーズで目指したことのさらなる強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進を進めてきました。そして次に、第4フェーズを令和2(2020)年～令和6(2024)年として、これまでの第1～第3フェーズの取組の強化を求めるとともに、重点対象を若者として、平等、非差別、多様性の尊重に焦点を当てて「持続可能な開発目標」(SDGs)(\*5)の目標4.7(\*6)と連携した取組を盛り込んでいます。

## (2) 国の取組

我が国においては、憲法で「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとし、この基本的人権の尊重を担保するため、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権問題に関する諸制度が整備され、様々な取組が進められました。第4次指針策定以降も、「障害者差別解消法(\*7)」「部落差別解消推進法(\*8)」「ヘイトスピーチ解消法(\*9)」等の諸法令が施行され、取組が進んできています。

また、人権教育・啓発については、『人権教育のための国連10年』国内行動計画の策定(平成9(1997)年)や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育・啓発推進法(\*10)」の施行(平成12(2000)年)及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14(2002)年策定。平成23(2011)年一部追加)により、施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。

## (3) 県の取組

本県においては、岡山県人権政策審議会からの「岡山県の人権政策のあり方等について(答申)」(平成12(2000)年3月)を受け、人権全般を視野に入れた今後の施策の方向付けとなる「岡山県人権政策推進指針」を平成13(2001)年3月に策定し、以来、5年毎に指針の見直しを行ってきました。

これらの指針に基づき、国、市町村や関係機関等との連携・協力のもとに、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的に推進してきました。啓発・教育については、県民の人権問題への関心を高め人権意識の高揚を図るため、人権啓発マトリックス(\*11)を中心に積極的に進めてきました。

また、すべての県民が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、お互いに尊重し支え合い、生き生きと明るく暮らしていくことを目指し、ノーマライゼーション(\*12)やユニバーサルデザイン(\*13)の考え方を県政の様々な分野に取り入れてきました。

平成21(2009)年には、意識調査を初めて実施し、その結果、9割を超える人が基

本的人権について知っていること、障害のある人や高齢者の人権への関心が高いこと、啓発活動としては、テレビ・ラジオ、講演会や研修会が効果的であることなどが明らかになりました。また、平成26(2014)年の2回目の意識調査では、子どもに対しての虐待、高齢者への悪徳商法や詐欺による被害等が問題だと感じる人が前回調査より増加しました。さらに、令和元(2019)年8月の3回目の調査では、我が国で人権が侵害されるようなことが少なくなってきたと思っている人が増え、自身が人権侵害を受けた経験がある人も減少しました。一方で、重要だと思う人権課題としてインターネットによる人権侵害や多様な性（身体と心の性別に違和感がある人・性的指向）を回答する人が増えており、こうした意識調査の結果を指針等の策定に生かすとともに、効果的な人権施策の実施に努めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止に向け、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンを展開するなど新たな人権課題の解決に取り組んでいます。

- 
- (\*1) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：インターネット上で人と人がつながりを持つことができるサービスであり、友人同士やまったく知らない人とコミュニケーションを取ることができる。
  - (\*2) ヘイトスピーチ：人種、国籍、思想、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為
  - (\*3) 人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
  - (\*4) 女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
  - (\*5) 「持続可能な開発目標」(SDGs)：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。
  - (\*6) 「持続可能な開発目標」(SDGs) 4.7：「ゴール4、質の高い教育をみんなに7番目のターゲット」であり、2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという目標
  - (\*7) 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
  - (\*8) 部落差別解消推進法：部落差別の解消の推進に関する法律
  - (\*9) ヘイトスピーチ解消法：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
  - (\*10) 人権教育・啓発推進法：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
  - (\*11) 人権啓発マトリックス：複雑・多様化した人権問題に対し、人権啓発を総合的、効果的に推進するため、各人権課題を担当する庁内3部局12課室で構成する組織
  - (\*12) ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとする考え方

(\*13) **ユニバーサルデザイン**：バリアフリーの考え方をさらに進め、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念 「共生社会おかやま」の実現

第5次指針においては、これまでの指針を引き継ぎ、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的にかつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

#### ○生命と尊厳を守る社会

すべての人々が、誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、お互いの生命と尊厳を守り、安全に安心して暮らすことのできる社会

#### ○互いに多様性を認め支え合う社会

すべての人々が、多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切にして、共に支え合い、心豊かに暮らすことのできる社会

#### ○公平な機会を保障する社会

すべての人々が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、能力と個性を発揮し、希望を持って暮らすことのできる社会

### 2 指針の性格

この指針は、県の人権施策を推進する上で、次の性格を持つものです。

- (1) 「人権教育・啓発推進法」第5条の規定に基づき、県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権課題への基本方針と施策の方向などを示し、総合的な人権施策を推進するためのものです。
- (2) 県が各種計画を策定し施策に取り組む際は、この指針の趣旨に沿ったものとします。
- (3) 市町村はもとより、県民、ボランティア、NPO(\*14)、企業、大学などに対してこの指針の趣旨を踏まえ、人権が尊重される社会づくりのための協働を期待するものです。

なお、社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に必要な応じ見直しを行います。

---

(\*14) NPO：利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間非営利組織・団体

## 第3章 施策の推進方策

### 1 人権尊重の視点に立った行政

職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権にかかわっているとの認識を持ち、職務のいかんを問わず、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたるのが大切です。

このため、業務のあり方や進め方については、人権に十分配慮して取り組むとともに、業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「岡山県個人情報保護条例」等を遵守して、適切に行います。

また、個々の悩みや感じ方は異なっており、一人ひとりに向き合いながら人権について正しく理解し、人権尊重の視点から問題意識を持って業務にあたることができるよう、体系的な職員研修を行います。

### 2 人権啓発・人権教育

#### (1) 啓発・教育のあり方

県では、人権啓発を、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる各種の研修・情報提供・広報活動等とし、人権教育を、生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動と考えています。

人権が尊重される社会を実現するため、人権に関する知識の習得のみにとどまらず、一人ひとりが自らの課題として捉え、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるよう、啓発・教育を進めます。

啓発にあたっては、国、市町村、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会(\*15)等の関係機関と密接な連携を図りながら、「人権週間（12月4日～10日）」をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人等の様々な人権に関する週間、月間等を中心に年間を通じて計画的に実施します。啓発資料については、時宜を捉えたテーマや具体的な人権課題に即し、県民に親しみやすく分かり易い表現を用いて作成し、その提供に努めます。

また、意識調査の結果からも有効とされている新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネットなどを効果的に活用するとともに、イベントの企画や広報等にも、NPO、スポーツ・文化団体等と協働し、民間のアイデアや手法を取り入れま

す。

研修にあたっては、講義形式のみならず、参加者間の意見交流、高齢者や障害のある人の疑似体験など、参加体験型の手法を積極的に取り入れます。

教育においては、「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づき学校教育、社会教育における人権教育を積極的に進めます。

情報化社会へ対応するため、社会教育の場や学校の情報教育に人権尊重の視点を正しく位置付け、人権問題に適切に対処できるよう努めます。

こうした専門的な教育や研修等を企画し実施するためには、指導者の役割が大きい

ため、講師や助言者になりうる人材の養成、指導者の資質の向上、人権に関する情報の収集・提供を積極的に行います。

## (2) 様々な場での啓発・教育

啓発・教育については、学校、家庭、地域、職場など様々な場で、対象者の発達段階、ライフサイクルなどに応じて進めます。また、生命や身体の安全、個人のプライバシー保護など、人権にかかわりが深い業務や職業の従事者に対して研修を実施します。

### ア 学校等における教育

#### ① 学校等における人権教育の推進

学校等においては、人権尊重の理念や人権教育が目指すものについて明確にし、教育指導や学校運営に努めます。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。このため、就学前においては、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする心や態度を育てるなど、人権尊重精神の芽生えを育みます。

小学校、中学校、高等学校等においては、人権教育推進体制を確立し、児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解すること及び、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが、様々な場面で具体的な実践行動に現れるように、各教科等の指導計画に位置付けて取り組みます。

また、一人ひとりを大切にす観点から、教育上配慮を必要とする子どもの自立支援に取り組むとともに、学校の教育活動全体を通じて、他の人の考えや気持ち分かるような想像力や共感的な理解力、表現力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等を培います。取組を進めるにあたっては、学校園間や家庭、地域との連携を図ります。

さらに幼児児童生徒が、自分や他の人を尊重しようとする感覚や仲間としての連帯感等を育んでいくことができる環境づくりに取り組みます。

#### ② 体験的な活動の重視

多様な集団活動や豊かな自然体験、ボランティア活動などの社会体験、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流活動など豊かな体験の機会の充実を図ります。体験的な活動は、差別や偏見の実態を学び、人権問題についての認識を深める場ともなるものであり、今後、さらにこのような活動の場や情報の提供に努めます。

#### ③ 高等教育機関における人権教育の推進

大学・短期大学等の高等教育機関においては、教養科目や憲法などの法学の科目等において、人権教育を取り入れています。また、学内におけるハラスメント(セクシュアル・ハラスメント(\*16)、アカデミック・ハラスメント(\*17)、パワー・ハラスメント(\*18))などを防止するための規程や組織を設けるなどの取組が行われています。こうした独自の教育や取組を尊重しながら、今後も人権尊重の理念についての理解をさらに深め、それまでの教育の成果を確かなものにするよう人権教育等の充実を支援していきます。

## イ 家庭、地域における啓発・教育

### ① 家庭における人権教育の推進

家庭は、子どもにとって最初に行われる教育の場であり、そこで人権意識の基礎が培われます。そのため、子どもに豊かな情操や善悪の判断力、他の人に対する思いやりの心などが育つよう、保護者の養育能力の向上を目指した学習機会の充実や情報の提供等、家庭教育に対する支援に努めます。

### ② 地域における啓発・教育の推進

県民が、様々な人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることができるよう、各種情報提供や指導者の養成等により市町村を支援します。

また、図書館や公民館等の社会教育施設における地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会や情報の提供等の支援にも努めます。

### ③ 体験的な活動の促進

多様な集団活動や、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流、ボランティア活動など、体験的な活動を取り入れた学習を促進します。

## ウ 企業等における啓発・教育

企業等は、社会を構成する一員として、人権や環境等に配慮して行動する「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」を果たすことが求められており、企業等の海外への進出や女性の社会進出が進む中、ダイバーシティ(\*19)の推進等も含めて、益々人権への理解や対応が重要になっています。

従前から、性別等による採用選考や待遇における差別は禁止されていますが、依然として違法な差別や格差が見られることから、国と連携して企業等への公正採用選考人権啓発推進員(\*20)の設置を促し、人権啓発に関する研修会を開催するとともに、企業等が長時間労働の是正などの働き方改革に自主的に取り組み、誰もがライフサイクルに応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等と協働した施策を推進していきます。

また、近年顕在化しているパワー・ハラスメントをはじめとする職場における様々なハラスメント(\*21)については、「労働施策総合推進法(\*22)」等の改正により、令和2(2020)年6月から職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の一層の強化が図られたことから、制度の周知を図り、ハラスメント防止対策を推進していきます。

## エ 特定の職業に従事する者への研修等

### ① 行政職員

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行するよう、様々な人権課題について計画的に研修を実施し、資質の向上に一層努めます。

## ② 教職員及び社会教育関係職員

教職員が、人権尊重の理念について理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付け、児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導ができるよう、また、教職員の言動が児童生徒の人権を侵害することがないように、研修の一層の充実を図ります。

社会教育主事や公民館職員等については、幅広い識見のある指導者の確保に努めるとともに、研修や情報提供などを通じて、資質と指導力の向上に努めます。

## ③ 警察職員

警察学校での研修や職場における各種教育等の機会を通じて、警察職員一人ひとりが、被害者、被疑者、被留置者等、関係者の人権に配慮した警察活動を遂行するよう、職務倫理の徹底に努めます。

## ④ 医療、保健、福祉関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者等については、患者の人権やプライバシーに配慮した医療が確保されるよう、インフォームド・コンセント(\*23)の考え方に基づいて、関係団体による研修を促進します。

また、民生委員・児童委員、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパー等の福祉関係者については、相談者や利用者等の人権を尊重し、プライバシーに配慮した福祉サービスの提供ができるよう、研修を促進します。

## ⑤ 消防職員

消防職員は、住民の生命と財産を守る業務を遂行することから、消防学校等において人権意識の高揚を図る教育を進めます。

## ⑥ メディア関係者

メディアは、情報発信により社会への影響力が大きいことから、番組制作や出版等にあたって、メディア関係者に対して人権尊重の視点が徹底されるよう求めます。

## 3 相談・支援及び救済

差別、虐待、いじめ、名誉毀損やプライバシー侵害など、人権に関する相談・支援については、国、県、市町村、民間団体等が相談窓口を設置し、人権擁護委員や各相談員が対応しています。

被害者の救済については、国は、「人権侵犯事件調査処理規程」(法務省訓令)に基づき、人権擁護機関で被害者等からの申告に対応しています。県は、暴力や虐待などにより、緊急に避難や保護を必要とする女性や子どもなどを、女性相談所や児童相談所で一時保護し安全を確保するほか、自立支援など様々なニーズに対応するよう努めています。

しかし、複雑・多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するためには、相談・支

援及び救済体制の充実強化や相談機関相互の一層の連携が重要です。

このため、相談機関職員の資質向上のための専門的研修を行うとともに、様々な人権問題に応じた連携が行えるよう、相談機関の合同研修を実施し、相互の活動内容の周知等情報交換を図ります。

また、相談・支援及び救済にあたっては、様々な機会を通じ、それぞれの人権問題に応じた相談窓口の周知を行うとともに、相談者の心情に十分配慮して対応するよう努めます。

なお、様々な人権侵害については、必要な救済を図るための制度の確立を国に要望するとともに、その動向を踏まえながら対応します。

---

**(\*15) 岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会**：県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に、岡山地方法務局、岡山県人権擁護委員連合会、岡山県、岡山市及び岡山県社会福祉協議会で構成する組織

**(\*16) セクシュアル・ハラスメント**：他の者を不快にさせる性的な言動

**(\*17) アカデミック・ハラスメント**：教育研究上の優越的な地位を利用して、他の者に不当な不利益又は精神的・身体的苦痛を与える行為

**(\*18) パワー・ハラスメント**：職場内における優位性を背景に、他の者に不当な不利益又は精神的・身体的苦痛を与える行為

**(\*19) ダイバーシティ**：組織において、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、多様な人材をいかし、新たな発想や価値の創造を目指す考え方

**(\*20) 公正採用選考人権啓発推進員**：各事業所内で人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を推進する責任者

**(\*21) 職場における様々なハラスメント**：パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントのほかにも、次のようなものがある。

・ **マタニティ・ハラスメント**：女性に対して妊娠・出産等やそれに関する育児休業や子の養育などについて不利益な取扱いを行う行為

・ **パタニティ・ハラスメント**：男性に対して、育児休業など育児のための制度を利用する際に、同僚や上司などから妨害を受けること

**(\*22) 労働施策総合推進法**：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

**(\*23) インフォームド・コンセント**：患者に対して、病名や診療目的、検査法や治療法に係る複数の選択肢について、効果、治療成績、予後等に関する適切な説明を行い、患者が自らの自由意志により、医療方針に合意すること

## 第4章 課題別施策の推進

### 1 女性

#### (1) 現状と課題

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が保障されることやあらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

県では、国内外の動きを背景に、平成13(2001)年に「おかやまウィズプラン21」の策定から、平成28(2016)年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

しかし、令和元(2019)年10月の「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感が根強く残っていることが示されています。

また、配偶者等からの暴力(DV)の相談件数が高い水準で推移するなど、男女間の暴力の根絶が依然として重大な課題となっています。

さらに、政策・方針決定過程への女性の参画が十分ではないことから、女性の活躍を推進していく必要があります。

#### (2) 基本方針

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

このため、①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立、②社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)(\*24)に気づく視点、③女性のエンパワーメント(\*25)の促進とチャレンジ支援、④様々な主体との協働の推進という4つの基本的な視点に立って、「第5次おかやまウィズプラン」を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

#### (3) 施策の方向

##### ア 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきていますが、固定的な性別役割分担意識は、依然として根強く、その傾向は男性に強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性のほうが不平等感を強く持っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見等につながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直しを進めます。

人権意識や男女平等観を育てるため、教職員の資質と指導力の向上や、家庭や地域において、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組みます。

また、男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会をつくることでもあることから、男性の男女共同参画に対する理解を

促進するとともに、男性の家事・育児等への参画や「働き方」に対する意識改革を促進します。

## イ 男女の人権が尊重される社会の構築

### ① 男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など様々であり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。県内のDV相談件数は近年3000件を超えて推移しており、「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の約2割が配偶者等からの暴力を受けたことがあるとの結果が出ています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響により全国的にDVの増加や深刻化も懸念されています。

DVについては、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、広報・啓発や被害者の保護と自立支援に取り組みます。若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV）が問題になっていることから、予防啓発、教育の推進や相談窓口の周知に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力については、相談しやすい環境の整備など被害者支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組みます。

さらに、ストーカー行為に対しては、「ストーカー規制法(\*26)」等に基づき、警告や禁止命令などの対応を行うほか、被害者へのアドバイスや防犯器具の貸し出しなど必要な援助に取り組みます。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題であることから、市町村をはじめとする関係機関やボランティア・NPO等と連携して取組を進めます。

### ② 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。

このため、ライフサイクルに応じた的確な支援を受け、適切に自己管理・決定する能力を持つことが必要です。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）(\*27)」に基づき、男女ともに、命の大切さや性についての正しい知識が得られるよう、教育や意識の啓発など、女性の健康を総合的に支援します。

### ③ 生活困難を抱える人々への支援

経済情勢の変化に伴い、雇用・就業をめぐる環境が厳しさを増す中で、貧困や地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する人が増加しています。

このため、ひとり親家庭など経済的に不安定な家庭からの相談に応じる体制の強化や自立支援などの対策を行います。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されることから、周囲とのネッ

トワークづくりや日常生活面の支援などを行います。

## ウ 男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは男女共同参画社会の基礎となるものです。

行政や民間企業等のサービスを受ける対象の半数は女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を一層推進していきます。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくため、女性が地域の意思決定に参画していくなど、男女共同参画の視点から地域づくりを促進していきます。

さらに、医療、科学技術・学術といった様々な分野や農林水産業、自営業、建設業といった産業においても、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を進めます。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性が働き続けることのできる環境づくりを進めるとともに、意欲と能力のある女性や子育て中の女性への支援など、女性のチャレンジを支援します。

誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（\*28））の実現に向けて取り組みます。

---

**(\*24) 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）：**人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

**(\*25) エンパワーメント：**自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと

**(\*26) ストーカー規制法：**ストーカー行為等の規制等に関する法律

**(\*27) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：**平成6（1994）年のカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された考え方で、安全な妊娠・出産、性感染症の予防等を含む女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康とその権利

**(\*28) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：**一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること

## 2 子ども

### (1) 現状と課題

我が国では、憲法の本質に従って、昭和22(1947)年に「児童福祉法」、昭和26(1951)年に「児童憲章」が制定され、すべての子どもの幸福を図ることを理念として、諸施策が進められてきました。

平成6(1994)年批准の「児童の権利に関する条約」(平成元(1989)年国連総会採択)では、これまで保護の対象としていた子どもを権利の主体として位置付け、「子どもの最善の利益」を優先させるとしています。

この趣旨を反映して「児童虐待防止法(\*29)」など子どもの権利擁護に関する法律の整備と施策の充実が図られてきました。また、「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が施行され、少子化の進行や子どもを取り巻く環境の変化に対応する取組が進みました。

しかし、核家族化の進行、女性就業者や在住外国人の増加、インターネットの普及による情報化など、子どもと子育て家庭を取り巻く地域・社会経済環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを持ち孤立化する親が増加し、子ども虐待(\*30)の複雑・深刻化、いじめの増加など多くの問題が生じています。

このため県は、「岡山県子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成28(2016)年4月からこの条例に基づき、子ども虐待の防止に向けて、県機関が取り組むべき方策である行動計画を毎年策定しています。

また、令和2(2020)年3月に「岡山いきいき子どもプラン2020」を策定し、次代を担うすべての子どもが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進しています。

あわせて、平成28(2016)年に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であると明記されるとともに、家庭養育優先の理念が規定されたことから、子どもの権利を保障し、最善の利益を実現するための10年後の目指すべき姿と取組を示した「岡山県社会的養育推進計画」を令和2(2020)年3月に策定し、推進をしています。

### (2) 基本方針

すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら健やかに成長していくことができる社会の実現を目指します。

家庭教育に対する支援の強化、有害環境の浄化、いじめや非行等の防止策の強化や被害者に対するカウンセリングの充実及び救済・支援体制の確立、多様な性に対する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育などに取り組んでいきます。

また、情報化社会の進展が、子どもの人間性の発達を阻害している現状を注視し、子ども自身が次代の担い手としての責任を自覚して主体的な生き方を身に付けることができるように、学校、家庭、地域が連携して、子どもの「豊かな心と生きる力」を育む教育を推進します。とりわけ、子どもの社会活動への参加を促進し、様々な体験を通じて人間性豊かな子どもを育てるとともに、いじめや非行等を容認しない社会全体の意識の高揚を図ります。

特に、いじめ問題への対策については、「いじめ防止対策推進法」に基づき平成26(2014)年に「岡山県いじめ問題対策基本方針」を策定し、岡山県いじめ問題対策連

絡協議会等により学校や関係機関等が連携して、総合的かつ効果的に推進します。

### (3) 施策の方向

#### ア 啓発の推進と意識の高揚

「児童の権利に関する条約」や「岡山いきいき子どもプラン2020」、「岡山県社会的養育推進計画」について広報啓発活動を推進するとともに、子ども虐待・いじめの防止や令和2(2020)年4月に改正された「児童虐待防止法」に基づく、親権者による体罰の禁止などについての啓発を行い、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業などがそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めるよう、県民意識の高揚を図ります。

また、いじめや少年非行等は、大人の社会を反映しており、大人自身のあり方が問われている問題でもあることから、青少年の健全育成は大人の責任であることを意識付けるための家庭や地域に対する広報啓発を積極的に推進します。

さらに、生命を大切にする心や思いやりの気持ちの欠如、規範意識の低下などがいじめ等の要因と考えられることから、学校においては、道徳教育の充実等を通じて、規範意識と思いやりの心を持った子どもを育成します。

#### イ 子育て支援の推進

##### ① 子どもの心と体を育む家庭づくり

母子保健対策や家庭の子育て力の充実支援により、子どもがのびのびと育ち、自尊心を持って、自分の個性や能力を最大限に伸ばせるよう、子どもの心と体を育む場である家庭づくりを支援します。また、様々な機会を活用し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うとともに、心身の健全育成を図るため、食育の推進や食の安全・安心の確保に努めます。

##### ② みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

家庭だけでなく、地域、学校、企業等、社会全体が子育てを支援するよう努めます。

学校の余裕教室や公民館等を活用して「子どもの居場所」を開設し、様々な体験活動、交流活動の実施や、地域住民が自らの経験や知識・学びの成果を生かし学校教育活動を協働で支援する取組を推進します。

さらに、世代間交流や社会参加活動、学力の向上、豊かな心や健やかな身体の育成を通じて、子どもの生きる力を育成します。

また、子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌、DVD等の有害情報から子どもを守り、心身ともに健全な育成を図るため、関係業者等への立入調査を徹底します。

特に、誹謗中傷やいじめなどにつながるスマホ・ネット問題については、子どもへの情報モラル教育や保護者への啓発、携帯電話事業者との連携によるフィルタリング(\*31)の利用促進など、学校と家庭・地域との連携を強化し、子どもを守る体制づくりの構築を推進します。

### ③ 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の拡大・確保、教育・保育の質的改善、放課後児童クラブの設置促進、大規模なクラブの分割化を進め、子育てやしつけの悩み、いじめなど子どもに関する様々な問題についての相談体制の強化など地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、医療体制の確保、経済的支援、住宅環境の整備、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などにより、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりに取り組みます。

### ④ 子どもを守り支援する体制づくり

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談は増加傾向にあり、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育ての不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から早期支援、子どもの自立に至るまで切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化や子ども虐待を防ぐ地域のネットワーク体制の充実を図ります。

あわせて、代替養育が必要な子どもについては、「家庭養育優先」の原則のもと、家庭と同様の環境（里親等）や良好な家庭的環境（施設）での養育を優先した社会的養育の充実を図ります。

また、障害のある子どもに対しては、適切な医療や療育の提供、自立に向けた様々な支援を、ひとり親家庭に対しては、生活や経済的自立の支援、就業支援を行います。

さらに、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、関係機関連携のもと、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援など子どもの貧困対策を総合的に推進します。

なお、いじめなどの被害を受けた子どもや問題を抱える子どもについては、相談機関相互の連携を強化するなど相談体制を確立し、継続的、かつ、きめ細やかな支援を行います。

## ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進

### ① 学校教育の充実

学校教育においては、子どもの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒が人権について知的理解を深め、自他を大切にすると人権感覚を身に付けるよう取り組みます。

また、生命の大切さ、正義感や倫理観、他の人への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、ボランティア活動などへの参加や自然体験、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流等を積極的に推進します。

いじめについては、人権を侵害する決して許されない行為であることの理解を

促し、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことなどにより防止に努めます。さらに、校内の教育相談体制の充実や、いじめ対策委員会を中心とした教職員の組織的対応の強化、児童相談所や警察等の関係機関との連携など、子どもに寄り添い、きめ細かく対応できる体制を整えます。

また、不登校については、いじめや子ども虐待など人権に関わる問題が背景となっている事案もあることから、学校長のリーダーシップのもと、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、組織的、継続的な指導、相談、支援を進めます。

特別支援教育については、平成19(2007)年から「学校教育法」に位置付けられ、すべての学校において、障害のある子どもへの支援をさらに充実させています。障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高められるよう、適切な指導及び必要な支援に努めます。

就学前教育については、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする態度を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように、人権感覚の育成に重点を置いた取組を進めます。

このほか、主権者や消費者に関する教育など、現代的な諸課題に関する教育については、児童生徒の発達段階に応じて、教科等横断的な視点で組織的かつ計画的に推進します。

## ② 社会教育の充実

家庭において、人権を大切にする生き方を保護者が示すことが必要であることから、PTAを対象とした研修会等で、人権や人権問題、子どもの自尊感情を育む子育てについての学習機会や情報提供の充実に努めます。

また、家庭教育の悩みや不安に対する相談事業を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携・協力が進むよう支援します。

さらに、企業等に対しては、学習機会の提供等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を支援します。

---

(\*29) 児童虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律

(\*30) 子ども虐待：本県では、平成15(2003)年4月に子ども虐待防止専門本部を設置し、子ども虐待防止対策を推進していることから、子どもに対する虐待を「子ども虐待」と表記している。

(\*31) フィルタリング：インターネット上の有害な情報を閲覧できないように制限をかけること

### 3 高齢者

#### (1) 現状と課題

県においては、高齢化が急速に進み、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。多年にわたり社会の発展のために貢献してきた高齢者が尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域や家庭で安心して安全に生活することは極めて大切です。

しかしながら、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者の増加、介護の長期化や重度化等による家族介護者等の身体的・精神的・経済的負担の増大といったことに加え、所在不明や虐待、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題が生じています。

こうした中、平成18(2006)年には予防重視型システムへの転換のほか、新たなサービス体系の確立やサービスの質の向上などを骨子とする「介護保険法」の一部改正や「高齢者虐待防止法(\*32)」が施行され、平成24(2012)年には市町村が市民後見人の育成活用等に努めるよう「老人福祉法」の一部が改正されました。

認知症の人も含め、高齢者の尊厳が重視され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、計画的に介護基盤の整備を進めるとともに、市町村と連携し、在宅医療・介護連携や生活支援、介護予防等の推進に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、令和元(2019)年6月に国において「認知症施策推進大綱」がとりまとめられたところであり、同大綱を踏まえた施策の推進を図っていくことも重要となります。

#### (2) 基本方針

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らせる生活を望んでおり、高齢者の人権は、自立を基本とする生活の質的向上や保健・医療・福祉サービスの総合的な推進により、保障されるものです。

このため、市町村と連携し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の取組を進めるとともに、権利擁護制度の活用など、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

さらに、高齢者の知識と経験を生かした社会参加と他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を推進します。

#### (3) 施策の方向

##### ア 地域包括ケアシステムの構築

##### ① 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を維持しながら本人が望む生活を継続できるよう、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供できる体制の構築を目指し、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。また、市町村が主体となって在宅医療と介護の連携を推進できるよう、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進など市町村の取組を支援します。

##### ② 生活支援と介護予防の推進

一人暮らし高齢者等の生活支援や介護予防を進めるため、高齢者の地域活動へ

の参加を促進します。また、民間企業、NPO、ボランティア団体等多様な主体が生活支援や介護予防に参画し、住民参加の取組が行われるよう、生活支援コーディネーターの養成や高齢者、地域住民等への普及啓発を行うなど、市町村の取組が円滑に進むよう支援します。

## イ 権利擁護の推進

高齢者の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度(\*33)等の活用促進、虐待への対応、特殊詐欺や悪質商法等による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。高齢者虐待事案について、地域包括支援センターや市町村の職員に対する研修を実施するとともに、介護保険施設における入所者の身体拘束の解消や虐待の防止に取り組むなど、高齢者の人権の擁護を図ります。

## ウ 認知症施策の推進

若年性を含めた認知症の人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、市町村と連携して、認知症の人を地域で支える体制の構築を進めます。

### ① 医療・介護サービスの提供

認知症の人が早期の段階から継続して適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医への研修や認知症疾患医療センターの整備等の施策を進めます。

また、認知症の人に対するケアの改善・向上を図るため、医療・介護従事者に対する研修を実施します。

### ② 地域で支える体制の整備

認知症の人の介護相談、介護体制、生活支援サービスの充実や認知症の人を介護する家族の精神的な負担の軽減を図るため、認知症コールセンターを設置するとともに、市町村と連携し地域包括支援センターを中心とした各種相談体制の整備に努めます。

また、認知症に対する理解を深め、地域での見守り支援を広げていくため、地域・職域・学校等での認知症サポーター養成講座の開催や、キャラバン・メイト(\*34)の養成などを通じて正しい知識の普及を図るとともに、サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築する市町村の取組を支援するなど、地域で支える体制の整備を推進します。

## エ 生活環境の整備

高齢者が安全で快適に生活できるよう、道路や建物などの公共施設のバリアフリー(\*35)化を進めます。また、高齢者の特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅やシルバーハウジングの効率的な運用により高齢者の住まいの確保に努めるとともに、個人住宅についても自宅での生活をより快適に行えるよう、リハビリテーション等の専門チームによる相談体制を市町村に構築することを促進し、住宅のバ

リアフリー化を支援します。

日常生活に必要な福祉用具の給付や、介護機器の普及など、在宅生活の継続を一層支援します。

## オ 社会参加の促進と交流

高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍し、知識や経験を生かして社会の支えとなることが期待されていることから、若い世代との交流や相互支援の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。また、「老人の日（9月15日）」「老人週間（9月15日～21日）」「敬老の日（9月第3月曜日）」などを通じて、県民が高齢者福祉に対する理解を深められるよう啓発に努めます。

---

(\*32) **高齢者虐待防止法**：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(\*33) **成年後見制度**：財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度

(\*34) **キャラバン・メイト**：認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する際、その講師役を務める者のこと

(\*35) **バリアフリー**：もともと段差等の物理的障壁（バリア）を除去するという住宅建築用語であったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

## 4 障害のある人

### (1) 現状と課題

障害のある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、様々な障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等実現が困難なことがあります。

このため、国では、「障害者の権利に関する条約」の締結（平成26（2014）年）に向け、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法(\*36)」、「障害者総合支援法(\*37)」、「障害者差別解消法(\*38)」等、法や制度の整備が順次行われてきました。

また、雇用については、障害のある人がその適正と能力に応じて働くことができるよう、均等な機会・待遇の確保など雇用の促進等の措置が図られており、雇用率の引き上げや算定基礎の見直しなどの制度改正が行われています。

こうした中で県では、令和3（2021）年3月に「第4期岡山県障害者計画」及び「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」を策定し、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、総合的、計画的に施策を推進しています。

### (2) 基本方針

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮(\*39)の提供など、障害者差別解消に向けた取組を推進します。

また、「障害者基本法」等に基づき、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。

さらに、誰もが、必要な情報やサービスを楽しみ、行動の主体性を確保できるよう、主体的な選択の尊重や、生活と働く場の確保、情報提供の充実、生活環境の整備等を支援する施策を推進します。

そして、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進め、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、障害のある人の意見を十分反映していきます。

### (3) 施策の方向

#### ア 心のバリアフリーの推進

「障害者週間（12月3日～9日）」において、街頭キャンペーンや講演会等の啓発・広報活動を関係団体等と連携して取り組み、障害のある人に対する理解や関心を高め、障害のある人の社会参加を促進します。

また、障害者スポーツ大会や吉備高原車いすふれあいロードレース、文化活動及びボランティア活動などにおいて、障害のある人とない人とのふれあいや交流を積極的に行うなど、相互理解を深め、思いやりの心を育てていきます。

さらに、障害のある人の多様な特性を理解し、障害のある人が困っているときに

「ちょっとした手助け」を行う「あいサポート運動」の推進に努めます。

## イ 主体的な選択の尊重

障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、成年後見制度や日常生活自立支援事業(\*40)等の利用により、福祉サービスなどを主体的に選択する仕組みとなっており、その活用を進めます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ(\*41)の向上、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。

さらに、利用者主体の質の高いサービスを提供するため、事業運営の透明性確保、取組内容の検証・改善を進めるほか、生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービスの利用援助及び情報提供などを総合的に処理できる体制の整備を図ります。

## ウ 地域生活の支援

### ① 保健・医療

障害の原因となる疾病の予防対策を進め、施設や家庭での療育指導支援体制の充実を図り、障害の早期発見、早期治療を推進します。さらに、障害の状態を軽減するためのリハビリテーション医療の充実整備を進め、自立支援を図ります。

精神科病床への入院は、本人の意思によることを基本とし、精神医療審査会の運営や実地指導、実地審査を通じて、できる限り開放的な処遇となるよう指導するほか、措置入院等であっても人権保護の観点から、今後とも入院患者の自由な通信手段等を確保し、退院請求や処遇改善請求制度の適正な運用を図ります。

### ② 福祉

共生社会の理念のもと、地域社会の中で暮らすには、多様できめ細かな福祉サービスの一層の充実が必要です。

このため、グループホーム等の生活基盤となるサービスの整備を進め、地域移行を促進します。また、障害のある人及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けられることができるよう相談支援体制の充実や地域生活支援事業の実施により、安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

なお、地域の中で自立した生活を送るためには、地域住民とのかかわりが重要であることから、障害のある人の社会参加について、総合的な理解や支援が促進されるよう啓発に努めます。

### ③ ボランティア

障害のある人とない人が一緒に活動する機会をつくり障害に対する理解や支え合う意識を広げていくため、福祉事業者、学校等地域団体が一緒になって地域のボランティア活動を行う環境づくりを推進するとともに、ボランティアへの参加啓発活動を推進します。また、身近な地域で障害福祉サービスを提供することができるよう、専門性を有したボランティアの確保・育成にも努めます。

#### ④ 生活環境

安全で快適な生活と社会参加促進のため、「岡山県福祉のまちづくり条例」等に基づき、建物、道路、公園、公共交通機関等にバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。特に病院、店舗、集会場、ホテル、官公庁舎などの特定生活関連施設については、その新改築等にあたり指導及び助言を行います。

#### エ 自立と社会参加の促進

早期の適切な療育・育成相談のために、保健所や児童相談所の相談・支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校が、必要な助言・指導を行うなど地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすよう努めます。さらに、教育や福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

また、インクルーシブ教育システムの構築や災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化、教員の特別支援教育の専門性の向上等の教育環境の整備を推進し、さらにすべての人が、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を推進します。

障害のある人が社会を構成する一員として、自らの能力を最大限発揮できるように支援することが必要であり、特別支援学校における進路指導を充実し、子どものニーズに応じた進路決定を支援するとともに、働く意欲のある人が能力や適性に合った就労の場に円滑に移行出来るよう支援します。また、職業訓練や各種就業支援により雇用の促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センターの運営や所得向上計画の推進により、地域で自立して生活できるよう支援します。そして、「障害者雇用促進法(\*42)」に基づき、労働局等関係機関と連携して事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止や障害のある人が働くための合理的配慮の提供などについて啓発・周知を行い、障害のある人もない人もともに働く機会の実現と均等な待遇確保の実現を目指します。

さらに、障害のある人が安心して生活できるよう、障害者権利擁護センターや障害者差別解消相談センター等の相談窓口を設置し、障害者の権利擁護の促進、障害者差別の解消の推進等に取り組みます。また、障害のある人が安全安心な消費生活を送れるよう、障害の特性に配慮した消費者教育の提供、支援機関等とのネットワークづくりによる支援に取り組みます。

---

(\*36) 障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(\*37) 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(\*38) 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(\*39) 合理的配慮：社会の中にあるバリアを取り除くために、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応すること

(\*40) 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、利

用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

(\*41) 情報アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

(\*42) 障害者雇用促進法：障害者の雇用の促進等に関する法律

## 5 同和問題

### (1) 現状と課題

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題として、その解決に向けて諸施策が展開されてきました。

昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」(以下「同対審答申」といいます。)において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」とされました。この同対審答申を受けて、昭和44(1969)年に制定された「同和对策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、合わせて「特別法」といいます。)に基づき、33年間にわたり、県では、国や市町村との密接な連携のもとに、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。

これらの施策の推進と人々の努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展を見ました。このため、平成14(2002)年3月末に特別法に基づく同和对策がすべて終了した後、県では、同和問題の解決に向けた行政を一般対策で取り組んできました。

平成28(2016)年12月には、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法」が公布、施行され、部落差別のない社会を実現するため、差別解消に必要な教育及び啓発に努めてきました。

令和元(2019)年の第3回意識調査の結果では、同和問題に関する人権問題が起きていると思っている人は前2回の調査に比べて減少しており、今までの取組が一定の成果につながるなど、同和問題は解決に向かってはいます。一方で、若年層では減少しているものの、結婚問題での周囲の反対、身元調査などで差別意識が見られるとの回答が依然としてあることから、引き続き差別意識の解消に取り組む必要があります。

なお、同和問題を口実として、高額な書籍を売りつけるなどのえせ同和行為は、被害は減少しているものの、依然として発生しています。

### (2) 基本方針

県では、同対審答申の趣旨や平成8(1996)年の「地域改善対策協議会意見具申」の考え方(\*43)を踏まえ、部落差別解消推進法及び同法の附帯決議の趣旨を尊重し、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、今後とも、国、市町村、関係機関と連携して、差別意識の解消のための取組等を進めていきます。

なお、第3回意識調査の結果において、同和問題の解決のためには、人権教育・啓発広報活動を推進することが必要との回答割合が最も高いことから、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点のもとに、様々な場を通じて、啓発・教育を進めていきます。

さらに、隣保館活動への支援やえせ同和行為の排除などを、引き続き推進します。

### (3) 施策の方向

#### ア 啓発の推進

差別意識の解消のため、一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深めるとともに、日常生活でいかせる人権感覚を身に付けることができるような啓発を進めます。

このため、新聞、ラジオ、テレビなどのマスメディアを活用した各種啓発や講座・研修会の開催、啓発資材の作成・提供等を行います。

また、研修を行う際には、講義形式のみならず、参加者間の意見交流や参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的にかかわるワークショップ及び渋染一揆(\*44)現地研修など参加・体験型の手法を今後も積極的に取り入れます。

## イ 教育の推進

人権意識の高揚を図り、部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すため、これまで積み上げられてきた教育の成果を踏まえ、学校の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら推進します。

### ① 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けることにより、同和問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的態度を養う教育を推進します。

### ② 社会教育の充実

県民が、同和問題についての理解と認識を深め、差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう、指導者の養成や指導資料の整備、各種情報提供等に努めます。

## ウ 公正な採用選考及び雇用の促進

企業の採用選考にあたって、応募者の基本的人権を尊重し、応募者本人の適性と能力に基づく差別のない公正な採用選考システムの確立を図ることが重要です。

このため、国等と連携して、事業主等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を促すとともに、公正な採用選考に必要な知識・理解及び認識をより一層深める研修等を行います。

## エ 隣保館活動への支援等

社会福祉施設である隣保館は、福祉の向上や人権啓発に関する住民交流の拠点として市町村が設置し、生活上の各種相談や講演会・研修会の開催、教養・文化活動などが実施されています。

今後さらに、隣保館活動が、地域の特色やニーズを踏まえて、関係機関等とも連携し、幅広く展開されるよう支援します。

また、各種奨学金や就業に役立つ技能等の習得に向けた貸付金、農林漁業者・中小企業者に対する融資制度など教育・就労・産業関係の各種自立支援施策の情報提供に努めます。

## オ えせ同和行為の排除

えせ同和行為については、えせ同和行為対策関係機関連絡会(\*45)において、情報交換し対応を協議するとともに、国、市町村や関係機関等と連携し、その排除に向けて取り組みます。

---

(\*43) 「地域改善対策協議会意見具申」の考え方：「特別対策の終了すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではない」ことなど、今後の基本的方向を示した考え方

(\*44) 渋染一揆：江戸時代末期に岡山藩で起きた、服装にまで加えられた差別政策に人々が団結して立ち上がった一揆

(\*45) えせ同和行為対策関係機関連絡会：岡山地方法務局、岡山県、岡山県警察本部、岡山市及び岡山弁護士会で構成する組織

## 6 外国人

### (1) 現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する一方、経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化に伴い、来訪する外国人が増加し、定住化も進んでいます。

法務省「在留外国人統計」によると、県内の外国人数は、令和元(2019)年12月末現在31,569人で近年、増加傾向にあります。かつて多数を占めていた韓国・朝鮮籍の特別永住者が減少する一方で、ベトナム籍の人々が増加しています。また、中国やベトナムなど、アジア諸国からの留学生や技能実習生の割合が高くなっています。

さらに、平成31(2019)年度からは新たな在留資格である「特定技能」による受入れが始まりました。

県では、多文化共生社会づくりに向け、在住外国人支援のための各種施策を推進してきました。

しかしながら、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と在住外国人との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、在住外国人や帰化により日本国籍を取得した人に対する偏見や差別、蔑視が少なからず認められ、近年、社会的関心を集めた特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷付け、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることになりかねません。このため、平成28(2016)年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、国と地方公共団体はその解消に向けた取組を進めています。

第3回意識調査では、在住外国人の人権が守られるために必要なこととしては、「日本語学習機会の増大や在住外国人の子どもに対する教育の充実」と回答した人の割合が3割台半ばと最も高くなっています。また、「在住外国人に対する日本人の理解促進」や「相談体制の充実」と回答した割合も3割を超えており、コミュニケーション面や生活面の支援を充実させるとともに、在住外国人を含むすべての人が能力を発揮できる多文化共生社会づくりの推進が急務となっています。

### (2) 基本方針

外国人が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き生きと活躍できる多文化共生社会を築いていくためには、国籍・人種・民族・文化的背景などへの理解を深め、多様性を互いに認め合い、尊重していくことが重要です。

このため、県民への諸外国の歴史、文化、生活習慣などの紹介や、外国人と直接ふれあう機会の積極的な提供などを通じて、人権意識の高揚に努めます。

また、多言語による生活情報提供、相談窓口での対応や日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て・教育、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

支援にあたっては、在住外国人支援ボランティアの育成、また、行政機関、在住外国人団体、NGO・NPO等が参加する協働の推進体制づくり、さらに、岡山県外国人相談センターにおける各種情報提供や生活相談など幅広い取組を行います。

### (3) 施策の方向

## ア 人権意識の啓発と相互理解の促進

相手の文化や生活習慣への理解を深め、外国人に対する偏見や差別をなくすため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて人権意識の高揚に努めます。

また、在日韓国・朝鮮籍の人々を取り巻く歴史的経緯や環境についての認識が十分とはいえず、民族名を名乗りにくいなどの問題がいまだに存在していることから、国際理解講座を開催するなど県民の理解を促し、偏見や差別の解消に努めます。

## イ コミュニケーション支援

### ① 情報の多言語化

外国人が言葉の壁に遮られることなく、地域で安全に安心して生活するために必要な情報を得られるよう支援を行います。このため、県、市町村、NGO・NPO等の連携により、様々な媒体による多言語の情報提供を進めるとともに、各種行政手続など基本的な生活情報は、来日間もない時期に提供されるよう、市町村と連携した取組を進めます。

また、道路や公共施設の案内板や表示板にローマ字や外国語を併記したり、分かりやすい表示となるようユニバーサルデザインの導入の推進に努めます。

さらに、外国人の生活にかかわりのある行政機関、NGO・NPOなどが連携して情報交換や意見交換を行うなど、外国人に対する相談・支援体制の充実に努めます。

なお、外国人の地方参政権については、政府、国会等における動向を考慮し適切に対応していきます。

### ② 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本語や日本文化を学ぶことは、日本を理解し、地域社会の一員として生活するために重要であることから、県内の日本語教室の周知を図るとともに、日本語指導者や日本語ボランティアの資質向上に取り組めます。また、岡山国際交流センターにおける日本語学習・指導支援機能の充実に図ります。

さらに、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及に向けた取組を推進していきます。

## ウ 生活支援

### ① 子育て・教育

子育てについては、母子保健サービスに係る情報提供や多言語での相談体制の整備を進めます。

また、外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりが必要なたため、学校において、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

### ② 適正な雇用等の促進

県内で仕事を求める在住外国人や留学生のため、ハローワーク内の多言語対応可能な窓口の紹介や通訳ボランティアの派遣など、国と連携して相談・支援の充実に努めます。

また、外国人が働きやすく活躍できるよう、企業向けセミナーの開催や留学生向けの就活講座の開催などにより、県内企業への外国人材の適正で円滑な受入れの支援を行うとともに、留学生の県内就職支援を行います。

なお、在住外国人の公務員への任用については、任用に関する基本原則を考慮しつつ、職務の内容と国籍の必要性について検討し、適切に対処します。

### ③ 保健・福祉等の充実

在住外国人が健康な生活を送るためには、疾病の予防とともに、保健・医療などについて利用しやすい環境・条件の整備に努めることが大切です。

このため、多言語での対応が可能な医療機関や福祉等の相談機関についての情報提供や、相談・支援体制の充実に努めます。

また、在住外国人に対する国民健康保険・国民年金の制度の周知徹底を図り、未加入者が生じないように努めます。

### ④ 防災

大きな災害が起こった場合、言葉の壁がある外国人被災者を支援する体制づくりが必要です。このため、災害関連情報の多言語による提供や「災害救援ボランティア（通訳・翻訳）」の養成・登録を行うなど、災害時の外国人支援体制の充実に努め、在住外国人におかやま防災ポータルや多言語対応した防災アプリの利用を促すとともに、市町村や関係団体、地域コミュニティ等と連携し、在住外国人の防災意識や災害対応能力の向上を図ります。

### ⑤ 連携による相談・支援体制の充実

在住外国人は、生活する上で様々な困難に直面しており、実情に即した相談対応や支援を行うことができるよう、関係機関、NGO・NPO、地域と外国人のパイプ役となるボランティアである「地域共生サポーター」等との連携を強化します。

また、岡山県外国人相談センターで一般的な相談受付を行い、専門的な対応が必要と判断される場合には、専門分野の相談機関がケースを引き継いで問題解決のための支援が円滑に行えるよう相談機関等の連携を強化します。

## 7 ハンセン病問題

### (1) 現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症で、長期にわたり大量の菌と接触することによりはじめて感染が起こります。感染しても発病に至ることは稀です。現在では治療法が確立し、薬により確実に治る病気となっています。昭和6(1931)年の「らい予防法」により患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。平成8(1996)年に法律が廃止され強制隔離が終わった後も、入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親族などとの関係が断絶し、自身の高齢化等もあり、病気が完治していても社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

また、元患者や家族等は、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、解決に向けた取組はなされませんでした。

平成13(2001)年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の判決を受け、国はハンセン病の元患者等に謝罪し、同年6月には、元患者等の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。さらに、令和元(2019)年6月の「ハンセン病家族訴訟」の判決を受けて、国は入所者・社会復帰者の家族に謝罪し、同年11月には家族への補償を目的とした「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を施行し、併せて「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を改正、家族の名誉回復やその境遇を踏まえた普及啓発に取り組むこととしています。

県においては、「らい予防法」に基づく一連の施策の一端を担ってきたことを踏まえ、過去のハンセン病施策の実態を調査・検証し、今後、取り組むべき施策について提言していただくため、平成13(2001)年に設置した「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」からの意見書に基づき、社会復帰を支援する福祉施策を実施するとともに、県民に対しハンセン病に関する正しい理解と偏見・差別解消のための啓発事業に積極的に取り組んでいます。

また、「ハンセン病問題関連史料調査委員会」を設置し、県や市町村、療養所などに残る史料を調査して、かつてのハンセン病対策を振り返り、同じ間違いを繰り返さないための教訓として後世に伝えていく岡山県ハンセン病関係資料集「長島は語る」を刊行しました。収集した史料は岡山県立記録資料館に収蔵し、平成27(2015)年1月から公開しています。

### (2) 基本方針

ハンセン病問題に関する正しい理解と偏見・差別解消のため、元患者やその家族等が置かれていた境遇を踏まえ、きめ細やかな事業実施を工夫します。さらに、学校においては、児童生徒のハンセン病問題に関する正しい理解と認識を深める教育を進めます。

また、入所者の福祉を増進するため、入所者の意向・要望を基本として、きめ細かな支援を実施します。社会復帰については、当面、住宅や医療等の確保が求められている状況を受けて、継続的に入所者及び親族や関係市町村等との連絡調整等の適切な支援を行います。

なお、社会復帰者に対しても引き続き必要な支援を行っていきます。

### **(3) 施策の方向**

#### **ア 偏見・差別解消のための啓発の実施**

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）」を中心として、県広報紙等による啓発、啓発パネルの貸出し展示などを実施します。また、年間を通じて、普及啓発DVD「未来への絆～ハンセン病問題から学ぶ～」の貸出しや、ホームページ「みんなで描くひとつの道」による啓発、リーフレットや小冊子の作成配布、ハンセン病問題を正しく理解するための講演会の開催、県民が実施する地域交流事業への助成を実施します。

ハンセン病問題に対する県民の理解を深めるために、これまでに実施した「ハンセン病に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、社会教育活動として、生涯学習（出前講座等）の取組や入所者の方たちとの交流事業をさらに進めます。

なお、学校においては、交流など様々な教育活動の中で、ハンセン病問題に対する正しい理解と認識を深める教育を推進します。

#### **イ 入所者の福祉増進施策の実施**

里帰り、墓参り等については、個別に意向を聞いて適切に対応します。また、入所者と地域社会との交流についても支援していきます。

社会復帰については、社会復帰希望者の要望を考慮し、関係自治体や医療機関等と連絡・調整を図ります。社会復帰者については、県営住宅の優先入居や住宅費の一部助成等の支援、医療費や介護保険利用料の助成を行います。

## 8 患者等

### 【H I V感染・エイズ】

#### (1) 現状と課題

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（後天性免疫不全症候群）と呼んでいます。エイズは、昭和56(1981)年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国においても、昭和60(1985)年に最初の患者が発見されて以来、性的接触による感染を中心に拡大しています。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、疾患に対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在しています。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、治療薬が開発され、それらを複数服用（多剤併用療法）することにより、H I Vに感染しても、発症を防いだり、症状を緩和させたりすることも可能になっているほか、治療を継続して体内のウイルス量が大きく減少すれば、他の人への感染リスクをゼロに近いレベルまで下げられることも確認されています。

平成11(1999)年には、感染症の患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、引き続き、感染症の患者に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた施策を推進していく必要があります。

県においては、エイズに対する誤解や偏見をなくすとともに感染を未然に防ぐため、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、保健所・支所での無料・匿名のH I V抗体検査の実施や、エイズ患者やH I V感染者が安心して適切な医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院を中心とした診療体制の整備を推進しています。

#### (2) 基本方針

エイズのまん延防止及びエイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、県民に対し、エイズに関する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、エイズに関する相談や検査を安心して受けることができるよう、相談・検査体制の充実を図るとともに、保健所・支所職員等の資質の向上を図ることも重要です。

さらに、行政窓口や病院等における対応において、エイズ患者やH I V感染者の側に立った、きめ細かなプライバシー対策を行います。

そして、エイズ患者やH I V感染者が安心して医療を受けることができる体制を整備するとともに、医療従事者の知識・技術向上を図ります。

学校においては、教職員の理解を深め、指導力の向上を図るため、研修を充実していきます。また、児童生徒に対しては、学校教育計画にエイズ教育を適切に位置付けて、発達段階に応じた指導を行います。

#### (3) 施策の方向

##### ア 正しい知識の普及・啓発

「世界エイズデー(12月1日)」を中心に、エイズに関する正しい知識につい

ての啓発を推進し、エイズまん延防止とエイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別の解消を図ります。若年層のH I V感染に対する予防及び偏見や差別の解消のための啓発を図るため、学校や地域の団体等へ、専門の講師や保健所・支所職員を派遣する「エイズ出前講座」を実施します。

## イ 相談・検査体制の充実

全保健所・支所においてプライバシーに配慮しながら、匿名相談、匿名による無料のH I V抗体検査の実施、迅速検査の導入等、感染不安者が安心して受けやすい体制を整備します。また、エイズ治療拠点病院にH I V抗体検査を委託し、検査機会の拡大も図ります。

エイズ相談・検査業務の質の向上を図るため、保健所・支所保健師等の研修を進めます。

## ウ 診療体制の充実

エイズ患者やH I V感染者が身近な地域の医療機関で安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院を中心とした診療体制を整備します。各拠点病院には、必要に応じ、カウンセラーを派遣するなど診療体制の充実を図ります。さらに、医療従事者の研修機会の拡大や積極的な情報交換を図ります。

## エ 学校における教育・啓発

学校においては、体育科・保健体育科と他教科等との関連を図りながら、系統的、計画的な性に関する指導の中で、エイズ教育を含めた指導を進めるとともに、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の連携に配慮し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

## 【その他の疾病等】

### ア 正しい知識の普及・啓発

~~ハンセン病やH I V、結核などの感染症や難病等については~~、疾病に関する知識不足や偏見から、患者やその家族等が差別的な扱いを受けることがあります。

このため、こうした疾病についても、その正しい情報を提供し、それぞれの疾病についての正しい理解と認識を深めるなど、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた対策を推進します。

特に、新型コロナウイルス感染症では、未知の病原体による感染拡大への不安の高まりから感染者や、感染者と接する医療従事者、また、その家族等に対する偏見や差別が起きました。このような新たな感染症に対しては、感染者の人権にも配慮しながら、関係機関と緊密な情報連携を図り、県民へ正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行い、偏見や差別による被害の未然防止に努めます。行うとともに、差別防止に向けた啓発活動や差別に関する相談体制の整備に努めます。

## イ 自己決定の尊重

### ① インフォームド・コンセント

医療法上、医師、歯科医師は患者の立場に立った医療情報の提供や適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めなければならないとされています。

こうしたことから、良質かつ適切な医療を提供するため、医療における倫理性の確保を図りながら、医師、歯科医師は、病名や症状などの説明だけでなく、検査法や治療法にかかる複数の選択肢について、効果や治療成績、予後への影響、欠点などを説明し、患者が自らの医療を自主的に選択できるようにすることが重要であり、医療関係団体が行う研修等を通じて、インフォームド・コンセントの確立を推進します。

## ② 診療情報の開示

患者と医師、歯科医師が診療情報を共有することで、共同して疾病の克服にあたるなどのメリットがあり、個人情報の保護等に留意した十分な開示が求められています。

平成17(2005)年4月施行の「個人情報保護法」や、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、手引きの配布や研修等を通じて、患者の自己決定権を尊重した診療体制の充実と診療情報の開示を促進します。

## ③ 入院患者の人権

患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

結核などの感染症の患者が、まん延防止のために強制的に入院する場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づく入院を促すことを原則とし、適正な手続きを通じて行います。

## ウ プライバシーへの配慮

カルテや医療費の請求に係る書類などには、患者の病状など重要な個人情報が含まれており、その情報の漏洩はプライバシーの侵害につながります。

医療に関する個人情報については、「個人情報保護法」により、医療従事者等の守秘義務の徹底や、OA化の中で情報管理の徹底などを図ることとされており、医療関係団体が行う研修等を通じて、患者情報の保護が図られるよう啓発に努めます。

また、臓器移植医療における情報開示の手法や範囲等については、関係法令に基づき、臓器提供施設、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、移植施設等、それぞれが責任を持って決定し、臓器移植の透明性の確保と、患者、臓器提供者、家族等の人権やプライバシー保護に努めます。

## エ 社会参加と生活の支援

長期にわたる疾病にあつては、療養中でも病状などを勘案の上、地域の多様な活動に参加することが患者の生活や健康の上でも有効であり、治療に良い効果をもたらす面があります。このため、関係機関、患者団体、家族会等と連携し、患者と地域社会との交流や社会参加の促進を図ります。

また、患者が住み慣れた家庭や地域で生活し、かかりつけ医療機関の往診や訪問

看護などの在宅医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、各種サービス基盤の充実を図り、療養生活の質の向上に努めます。

## 9 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しています。その背景には、情報通信機器の幅広い年齢層への急速な普及に伴い、様々な個人情報がネットを介して簡単にやりとりされるといふ社会の変革があります。そのような社会変革の中で、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穩に過ごすためプライバシーの保護は今まで以上に対応が迫られています。

こうした状況を考慮し、国においては、平成14(2002)年5月の「プロバイダ責任制限法(\*46)」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしました。

また、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、平成17(2005)年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかしながら、スマートフォンや携帯電話等(以下「スマートフォン等」といいます。)の急速な普及や、タブレットやゲーム機等の情報通信機器から簡単にネットに接続することが可能になったことと、それらの機器から利用できるSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)や無料通話アプリ、ブログ(\*47)、動画共有サイト(\*48)、オンラインゲーム(\*49)などのサービスの拡大に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルや犯罪に巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に青少年を含む若年層において高まっています。

SNSでの出会いをきっかけに連れ去り事件が起きたり、インターネットの匿名性から過激な言葉が投げかけられ、重大な事態を招くケースが生じたりしています。

平成21(2009)年4月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、18歳未満の子どもが使用するスマートフォン等には、フィルタリングサービスの利用を条件として提供することが事業者に対して義務付けられましたが、保護者の申し出によりサービスを利用しないことも可能になっています。そのため、子どもにスマートフォン等を持たせる際には、保護者自身がインターネット上の有害情報の実情やインターネット利用の際の危険性等について認識するとともに、利用時間やアプリを制限できるペアレンタルコントロール機能を活用して、子どもの利用状況を把握するなど、適切な対応が求められています。

また、タブレットやゲーム機等の利用については保護者自身が十分に危険性等について認識し、適切な対応が求められています。

### (2) 基本方針

サイト管理者等で構成している団体をはじめ、広く県民に対して、一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守り、正しく利用するための啓発に努める必要があります。

また、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」により、保護者や事業者等の責務を明らかにし、有害情報による被害から青少年を守ります。

特に、誹謗中傷やいじめなどにつながるインターネット上の人権侵害等、子どもを取り巻くスマホ・ネット問題に対し、保護者への啓発強化や携帯電話事業者との連携などにより、学校と家庭・地域が連携し、子どもを守る体制の構築を推進します。

### (3) 施策の方向

#### ア 情報リテラシー(\*50)向上運動の推進

広く県民に向けて、県のホームページを通じ、差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための啓発に努めます。

県、教育庁、県警察本部、IT関係企業・関係団体等と緊密な連携を図りつつ、産学官で構成された岡山県高度情報化推進協議会を活用しながら、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・意識啓発を行います。

また、岡山情報ハイウェイの利用者に対しては、人権の視点に立った接続許可基準等を引き続き適正に運用するとともに、インターネット利用上のモラルの普及・啓発に努めます。

なお、インターネット上の人権侵害等の書き込みによる被害の申し出を受けた場合は、法務省の人権擁護機関に報告し、プロバイダ等に対する人権侵害情報の削除要請を依頼します。

#### イ 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動

青少年を取り巻くスマートフォン等やインターネットの利用環境は、大人の注意が行き渡らず、いじめや依存症等の健康被害、犯罪被害等の諸問題の温床となっていることから、庁内関係課や携帯電話事業者が連携した問題解決チーム（タスクフォース）を設置し、青少年や保護者等に対するスマートフォン等やインターネットの適切な利用に向けた啓発、フィルタリングやペアレンタルコントロールの設定促進、相談窓口の周知などに努めます。

#### ウ インターネット等青少年を取り巻く問題への対応

学校においては、インターネット上のいじめや依存症等の問題点や危険を踏まえ、教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図るとともに、スマートフォン等の利用に関する適切なルール作り等について、児童生徒の主体的な活動の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、子どもを守る取組を進めます。

---

(\*46) **プロバイダ責任制限法**：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(\*47) **ブログ**：ウェブログの略で、ホームページよりも簡単に個人的な日記や個人のニュースサイト等を作成し、公開できるサービス

(\*48) **動画共有サイト**：インターネット上に動画をアップしたり視聴したりできるサ

イトで、スマートフォンやゲーム専用機器等でも利用可能

**(\*49) オンラインゲーム**：インターネットに接続してプレイするゲームの総称で、スマートフォンやゲーム専用機器等からも利用できる。プレイ内容に応じて課金されることもある。同時に複数の人がプレイできるものもあり、友達や見知らぬ人とのプレイも可能

**(\*50) 情報リテラシー**：リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」等と組み合わせて、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理して活用するための能力を表す。

## 10 様々な人権問題

### 【犯罪被害者等】

犯罪被害者やその家族・遺族については、直接的な被害にとどまらず、その後も二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏な生活を営むことができるよう、個人の尊厳が重んぜられ、処遇を保障された様々な支援が必要です。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」に基づき、「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し施策を進めています。

県では、「岡山県犯罪被害者等支援条例」や「第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」により、犯罪被害者等のための次のような施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 犯罪等により受けた損害の回復や経済的負担の軽減に向けた支援を行います。
- (2) 犯罪等により直接受けた精神的、身体的な被害の回復支援を行い、その負担を軽減します。また、二次的被害を防止するための取組や、犯罪被害者等への再被害を防止し、安全を確保するため適正な対応をします。
- (3) 犯罪被害者等が、その被害についての刑事手続に適切に関与することができるよう、関係機関や制度等に関する情報提供などに取り組みます。
- (4) 犯罪被害者等の支援に関する対応窓口や相談機関の周知に努めるとともに、どの関係機関・団体等においても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制の整備に努めます。また、「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟機関・団体の協力を得て、民間の犯罪被害者支援団体に対する支援、指導、助言を行い、一層の連携を図ります。
- (5) 犯罪被害者等に対するすべての人々の理解と配慮やそれに基づく協力が重要であることから、県民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力については、相談しやすい環境の整備など被害者支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組みます。

### 【多様な性】

一人ひとりの人間が持っている性には「性的特徴」(身体の性)、「性自認」(心の性)、「性的指向」(好きになる性)の要素が組み合わさっており多様です。いわゆるLGBT(\*51)などの性的マイノリティは、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

性同一性障害(\*52)については、平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになりました。

また、平成27(2015)年頃からは、同性の二者が婚姻と同等の関係にあることを証明する「パートナーシップ制度」等の取組が、一部の地方公共団体で始まるなど、性の多様性についての認識も浸透しつつあります。

そして、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行うこととされています。

今後さらに、性自認や性的指向等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に対する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育の推進に努めます。

(\*51) **L G B T**：女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、身体と心の性が一致しないで性別に違和を覚える人 (Transgender) の頭文字をとった言葉で性的マイノリティの例示として用いられることが多い。

(\*52) **性同一性障害**：身体と心の性が一致しないで性別に違和を覚える人のうち、医療的対応を求める人に対する診断名

### 【ホームレス（路上生活者）】

~~厳しい経済情勢や雇用情勢のもとでホームレスとなった人が存在します。~~

~~このため、市町村やハローワーク、民間団体等と連携して生活支援や就労支援など、自立に向けた支援を行います。~~

厳しい経済情勢や雇用情勢に伴う倒産や失業、病気・けが・高齢など様々な要因によりホームレスとなった人が存在します。

こうしたホームレスとなった人が、自らの意思で安定した生活を営めるよう、福祉事務所等において、一人ひとりの状況やニーズに応じた情報提供や相談支援、民間団体等と連携した一時的な食の提供等の生活支援、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組みます。

### 【自殺問題】

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、精神保健上の問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要があります。

このため、関係団体等との連携に努め、自殺予防の普及啓発、相談窓口の充実、地域における自殺対策の指導的な役割を担う人材の育成など自殺防止対策を進めます。

また、その遺族は自責の念や偏見・差別に苦しむほか、経済面での不安など、極めて厳しい状況に置かれることから、遺族の心のケアや偏見・差別の解消などの支援に取り組みます。

### 【被災者】

東日本大震災や西日本豪雨等の大規模な災害では、高齢者、障害のある人、妊産婦、子ども、外国人などの要配慮者を含む多くの人々が避難生活を強いられました。避難所生活が長期化するにつれて、生活環境の変化による心身の機能低下への配慮、プライバシーの確保など、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズへの配慮が不足するなど、被災後の生活にも深刻な問題が生じました。

今後、南海トラフ地震(\*53)や断層型地震、集中豪雨の多発や台風の大型化に伴う

大規模風水害の発生が懸念されてる現状を踏まえ、市町村と連携し災害時において被災者の置かれた状況に応じた支援に努めるとともに、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発を推進します。

---

(\*53)南海トラフ地震：駿河湾から日向灘にかけて延びる海溝「南海トラフ」を震源とし、最大で地震規模マグニチュード9.0が想定されている。今後30年以内に70%～80%程度の確立率で発生すると言われており、岡山県内では、最大で死者約3千人、建物の全壊約1.5万棟の被害が予想されている。

### 【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更正意欲と併せて、家族、親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

このため、「岡山県再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくすよう国や関係機関と連携して、「社会を明るくする運動(\*54)」等の啓発活動に取り組みます。

さらに、刑務所等を出所後に身元を引き受けてくれる人がいない高齢者や障害のある人のうち、福祉の支援を必要とする人については、「地域生活定着支援センター」をはじめ多様な関係機関が連携し、社会復帰を支援します。

---

(\*54)社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていこうとする全国的な運動

### 【中国残留邦人とその家族、拉致問題等】

帰国した中国残留邦人等の自立を促進し生活の安定を図ります。また、北朝鮮当局による拉致問題等、国の人権教育・啓発に関する基本計画に掲げるその他の課題や今後新たに生じる人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、それぞれの問題の状況に応じて適切に対応するよう努めます。

さらに、法の整備等が必要なものについては、他の都道府県とも連携して国に働きかけます。

## **第5章 推進体制**

県は、人権に関する全庁的な推進体制のもと部局間の横断的かつ緊密な連携を図りながら、国、市町村、民間との一層の連携・協力のもと、総合的な人権施策を推進します。

### **1 県における体制**

県では、学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会を設置し、人権政策に関する重要事項について調査審議して、施策の推進に反映していきます。

また、政策推進会議、人権施策推進会議、人権啓発マトリックス等により、庁内関係部局や県民局とも連携を図りながら、全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政を推進します。

### **2 国や市町村等との連携・協力**

国、市町村、関係機関等とそれぞれ情報交換・役割分担しながら、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会や県内4つの地域ネットワーク協議会を通じて、緊密な連携・協力を図り、人権施策を推進します。

なお、県民にとって一番身近な市町村に対しては、地域の実情に即した取組が行われるよう、情報の提供や事業の支援に努めます。

### **3 民間との協働**

県民、ボランティア、NPO、企業、大学など様々な主体の果たす役割は大きく、それぞれの自主性を尊重しながら、民間と行政が協働して取組を一層推進します。